

条例等立案表

<p>題名 徳島県就学指導委員会規則の一部を改正する規則</p>		<p>課(室)名 特別支援教育課</p>
<p>提案理由 学校教育法施行令の一部改正(平成二十五年九月一日施行)に伴い、就学基準に該当する障害のある子供の就学先の決定に関する仕組みが改められ、就学指導委員会の業務内容が多様化した等の理由により、所要の改正を行う必要がある。</p>		<p>担当者名 榊 浩一</p>
<p>あらまし 一 委員会の名称を「徳島県教育支援委員会」に改めることとした。 二 障害に関する用語の表記を改めることとした。 三 その他所要の改正を行うこととした。 四 この規則は、平成二十六年一月一日から施行することとした。ただし、題名の改正規定等は平成二十六年四月一日から施行することとした。</p>		<p>電話番号 三 一 四 二</p>
<p>予算上の措置</p>	<p>備考</p>	
<p>関係法規</p>		
<p>法令審査会 要・否</p>		

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県就学指導委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 佐 藤 紘 子

徳島県就学指導委員会規則の一部を改正する規則

徳島県就学指導委員会規則（昭和五十三年徳島県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県教育支援委員会規則

第一条中「障害のある者」を「障がいのある者」に、「障害児」を「障がい児」に、「徳島県就学指導委員会」を「徳島県教育支援委員会」に改める。

第二条第一号中「障害」を「障がい」に改め、同条第二号及び第三号中「障害児」を「障がい児」に改める。

第四条第一項中「前条第二項第一号及び第二号に掲げる者のうちから任命される」を削る。

第六条第一項第一号中「視覚障害部」を「視覚障がい部」に改め、同項第二号中「聴覚障害部」を「聴覚障がい部」に改め、同項第三号中「知的障害部」を「知的障がい部」に改める。

第十条中「特別支援課」を「特別支援・相談課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、題名の改正規定、第一条中「徳島県就学指導委員会」を「徳島県教育支援委員会」に改める部分及び第四条の改正規定は平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

学校教育法施行令の一部改正（平成二十五年九月一日施行）に伴い、就学基準に該当する障害のある子供の就学先の決定に関する仕組みが改められ、就学指導委員会の業務内容が多様化した等の理由により、所要の改正を行う必要がある。

改正案	現行
<p>徳島県教育支援委員会規則</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第一条 幼児、児童及び生徒で障がいのある者（以下「障がい児」という。）の適切な就学を図るため、徳島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に徳島県教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。</p> <p>一 県教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる者の障がいの種類、程度等について調査及び審議を行うこと。</p> <p>イ、ロ（略）</p> <p>二 県教育委員会からの依頼に応じ、障がい児の教育相談及び社会啓発に関する企画を行うこと。</p> <p>三 その他障がい児の適切な就学を図るために必要な事項</p>	<p>徳島県就学指導委員会規則</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第一条 幼児、児童及び生徒で障害のある者（以下「障害児」という。）の適切な就学を図るため、徳島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に徳島県就学指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。</p> <p>一 県教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる者の障害の種類、程度等について調査及び審議を行うこと。</p> <p>イ、ロ（略）</p> <p>二 県教育委員会からの依頼に応じ、障害児の教育相談及び社会啓発に関する企画を行うこと。</p> <p>三 その他障害児の適切な就学を図るために必要な事項</p>
<p>（委員）</p> <p>第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（専門部）</p> <p>第六条 委員会に、次の専門部を置く。</p> <p>一 視覚障がい部</p> <p>二 聴覚障がい部</p> <p>三 知的障がい部</p> <p>四 肢（し）体不自由部</p> <p>五 病弱・虚弱部</p> <p>2・3（略）</p> <p>（事務）</p> <p>第十条 委員会の事務は、徳島県教育委員会特別支援教育課において処理する。ただし、教育相談に関する事務については、徳島県立総合教育センター特別支援・相談課において処理するものとする。</p>	<p>（委員）</p> <p>第四条 前条第二項第一号及び第二号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（専門部）</p> <p>第六条 委員会に、次の専門部を置く。</p> <p>一 視覚障害部</p> <p>二 聴覚障害部</p> <p>三 知的障害部</p> <p>四 肢（し）体不自由部</p> <p>五 病弱・虚弱部</p> <p>2・3（略）</p> <p>（事務）</p> <p>第十条 委員会の事務は、徳島県教育委員会特別支援教育課において処理する。ただし、教育相談に関する事務については、徳島県立総合教育センター特別支援課において処理するものとする。</p>

徳島県就学指導委員会の名称等の変更について

1 改正理由

(1) 法令の改正

平成25年9月1日付けで「学校教育法施行令」が一部改正となり、就学基準に該当する障害のある子どもの就学先の決定に関する仕組みが改められるとともに、就学指導委員会の業務内容が多様化したため本県就学指導委員会についても、所要の改正が必要となっている。

※ 就学先の決定に関する変更事項

改正前 就学基準に該当する障害のある子どもは、原則として特別支援学校に就学
改正後 // , 市町村の学校または特別支援学校に就学

(2) 就学指導委員会の業務内容の多様化

就学指導業務に加え、市町村教委、学校、児童生徒への教育支援業務が付加

① 市町村教育委員会への支援業務の拡大

ア) 特別支援学校と小中学校間の転学に関する規定の整備

イ) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会拡大

ウ) 保護者と地教委の意見が異なった場合の意見調整

} 市町村教委を支援

② 審議対象者の拡大

ア) 盲学校・聾学校の幼稚部入学に関する審議 (現在は行っていない)

イ) 特別支援学校内での審議 (小学部→中学部→高等部)

} 学校を

支援

③ 幼児・児童生徒の学校生活充実のための支援

「合理的配慮」事項に関する検証 (医療的ケア, 給食) → 学校・児童生徒を支援

(3) 他県の動向

中四国9県のうち、岡山県を除く全ての県が名称について、「教育支援委員会」への変更を検討中である。また、平成25年10月には、文科省から、「教育支援委員会」といった名称とすることが適当である旨の通知があった。

2 改正内容

徳島県就学指導委員会規則の名称を「徳島県教育支援委員会規則」へと変更する。

3 その他規則改正に伴うもの

(1) 第四条「委員」の内容の表記を改める。

(2) 徳島県立総合教育センター特別支援課の表記を改める。

(3) 「障害」の「害」の表記をひらがなに改める。

4 施行期日

平成26年1月1日 (題名については平成26年4月1日)